

# 平成23年度西区コミュニティ交流協議会総会報告

1. 日時 平成23年6月3日(金) 14時～15時10分
2. 会場 西区役所4階講堂
3. 出席者 26名  
(H23.6.3現在の会員数は30名であり、総会の成立定数は20名であるので総会は成立しました。)

## 4. 次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 区長挨拶
- (3) 新委員紹介
- (4) 議案  
第1号議案「役員の選任」  
第2号議案「企画総務部会新構成員の承認」  
第3号議案「平成22年度事業実施報告書」  
第4号議案「平成22年度決算報告及び監査報告」  
第5号議案「構成団体の負担金の一部改定(案)」  
第6号議案「平成23年度事業実施計画書(案)」  
第7号議案「平成23年度収支予算書(案)」
- (5) その他

## 5. 配付資料

- (1) 西区コミュニティ交流協議会会則
- (2) 西区コミュニティ交流協議会会員名簿

## 6. 議事

- (1) 第1号議案について、会員より現役員の再任が提案され、全会一致で現役員の再任が承認された。
- (2) 第2号議案について、東会長により企画総務部会員の提案があり、全会一致で原案通り承認された。
- (3) 第3号議案、第4号議案について、報告が行われ、全会一致で原案通り承認された。
- (4) 第5号議案について、地区・学区社会福祉協議会の負担金を23年度から改定する提案があり、全会一致で原案通り承認された。
- (5) 第6号議案、第7号議案について、説明が行われ、全会一致で原案通り承認された。



# 西区コミュニティ交流協議会会則

## (名称)

第1条 本会は、西区コミュニティ交流協議会という。

## (目的)

第2条 本会は、西区内の各種地域団体が相互に密接な連絡・調整を図り、共同してコミュニティ活動を推進していくことにより、よりよい地域社会をつくることを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区内における各種地域団体の連絡・調整
- (2) 各種地域団体に共通する課題の協議
- (3) 各種地域団体間の交流事業の実施
- (4) コミュニティづくりのための普及、啓発及び調査・研究
- (5) コミュニティづくりについての行政との連絡・調整

## (構成)

第4条 本会は、別表に掲げる各種地域団体の代表をもって構成する。

## (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

## (役員を選出)

第6条 本会の役員は、本会の構成員の中から互選する。

## (役員の職務)

- 第7条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - 3 会計は、本会の会計に関する事務を処理する。
  - 4 監事は、本会の会計及び会務の執行状況を監査する。

## (役員の任期)

- 第8条 役員は、2年とする。ただし、後任の役員が選出されるまで在任するものとする。
- 2 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、再任されることができる。

## (顧問)

- 第9条 会長は、学識経験のある者を顧問に委嘱することができる。
- 2 顧問は、会議に出席して本会の運営等に関して意見を述べるほか、会長の諮問に応じる。

### (会議)

第10条 本会の会議は、必要に応じて会長が召集するものとする。

2 議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の開催は、構成員の1/2以上の出席を要する。ただし、やむを得ないときは、代理の者を出席させることができる。

4 会議の議決は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

5 会長が必要と認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見をきくことができる。

### (部会)

第11条 本会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が本会の承認を得て委嘱する者をもって構成する。

3 部会に、部会長1名、副部会長若干名を置き、会長が本会の承認を得て指名する。

4 部会長は、部会を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、これを代行する。

### (経費)

第12条 本会の経費は、次に掲げるものをもってこれにあてる。

(1) 構成団体からの負担金

(2) 寄付金及び助成金

(3) その他の収入

2 構成団体からの負担金の額は、会議において、これを定める。

### (会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事務局)

第14条 本会の事務局は、西区福島町二丁目2番1号に置く。

### (補則)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は、会長が定めるものとする。

付則

この会則は、平成元年5月15日から施行する。

付則

この会則は、平成3年6月10日から施行する。

付則

この会則は、平成12年5月30日から施行する。

付則

この会則は、平成19年6月1日から施行する。

(別表)

第4条に定める各種地域団体

地区・学区社会福祉協議会

西区地域女性団体連合会

広島市学区体育団体西区連合会

西区青少年健全育成連絡協議会

西区子ども会連合会

西区老人クラブ連合会

西区公衆衛生推進協議会

西区民生委員児童委員協議会

西区体育指導委員協議会

西地区保護司会

西地区更生保護女性会 (名称変更 15.8.1 「旧：西地区更生保護婦人会」)

西区PTA連合会

西区地域活動連絡協議会 (名称変更 14.4.1 「旧：西区母親クラブ連絡協議会」)

## 西区コミュニティ交流協議会委員名簿

平成 23 年 6 月 3 日現在

	役 職	氏 名	所 属 団 体
	会 長	東 友 一	井口地区社会福祉協議会
	副会長	打 越 勲	西区青少年健全育成連絡協議会、庚午地区社会福祉協議会
	〃	出 雲 淑 裕	広島市学区体育団体西区連合会
	会 計	山 野 節 子	西区子ども会連合会
	監 事	本 西 文 雄	井口台地区社会福祉協議会
	〃	仁方越 久 善	西区体育指導委員協議会
○	委 員	佐々木 浩 吉	大芝地区社会福祉協議会
	〃	水戸川 旭	三篠地区社会福祉協議会
	〃	田 口 隆	天満地区社会福祉協議会、西区公衆衛生推進協議会
	〃	武 田 勝 道	観音地区社会福祉協議会
	〃	橋 川 徹	南観音学区社会福祉協議会
	〃	横 尾 治	己斐学区社会福祉協議会
	〃	國 武 訓扶衛	己斐上学区社会福祉協議会
	〃	青 野 法 昭	己斐東学区社会福祉協議会
	〃	西 本 幸 男	古田学区社会福祉協議会
	〃	岡 本 一 敏	古田台学区社会福祉協議会
	〃	松 本 晴 信	山田地区社会福祉協議会
	〃	衣 笠 雅 普	高須学区社会福祉協議会
	〃	宮 川 秋 三	草津・庚午南地区社会福祉協議会
	〃	兼 重 雅 宏	鈴が峰地区社会福祉協議会
	〃	石 原 國 靖	井口明神学区社会福祉協議会
	〃	菅 原 和 子	西区地域女性団体連合会
	〃	岸 本 俊 身	西区老人クラブ連合会
	〃	椿 原 俊 憲	西区民生委員児童委員協議会
	〃	藤 島 秀 孝	西地区保護司会
○	〃	田 中 武 子	西地区更生保護女性会
○	〃	前 本 光 央	西区 P T A 連合会
	〃	大 本 きみ子	西区地域活動連絡協議会

※○印は新委員